

# 維持管理計画書の変更の届出をお願いします

建物の譲渡、貸付等により、ディスポーザ排水処理システムを使用する場合は「ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱」の規定により、維持管理計画書の届出が必要です。別添の「ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書」の提出をお願いします。

提出先：所管下水道事務所業務課排水設備係  
(次ページを参照してください)

## 適正な維持管理をお願いします

ディスポーザ排水処理システムは、適正な維持管理を前提としたシステムです。専門の維持管理業者による、点検と水質検査をお願いします。

下水道局が維持管理に関する報告を求めることがありますので、その際は速やかに提出してください。

「ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱」(抜粋)

### 第7条

使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムについての維持管理に関する資料等を3年間保管しなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、管理者がディスポーザ排水処理システムが適正に維持管理されていることを確認するため、前項の資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

### 第9条

ディスポーザ排水処理システムを有する建築物等の譲渡、貸付等(以下「譲渡等」という。)があった場合、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、前5条に定める使用者又は管理組合等の義務を承継する。

2 前項に規定する承継の届出は、第4条第2項第1号によらなければならない。

### 第4条第2項第1号

ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書(別記第1号様式)

東京都 23 区における「ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書」届出窓口

所管地域	事務所名	所在地	電話番号
千代田区 中央区 港区（台場を除く） 渋谷区	中部下水道事務所 業務課 排水設備係	〒100-0044 千代田区大手町 2-6-2  JR 東京駅徒歩 5 分	3270-8322
文京区 台東区 豊島区 荒川区	北部下水道事務所 業務課 排水設備係	〒111-0051 台東区蔵前 2-1-8  都営浅草線蔵前駅徒歩 5 分	5820-4349
墨田区 江東区 港区のうち台場地区 品川区のうち東八潮地区	東部第一下水道事務所 業務課 排水設備係	〒135-0016 江東区東陽 7-1-14  東西線東陽町駅徒歩 10 分	3645-9647
足立区 葛飾区 江戸川区	東部第二下水道事務所 業務課 排水設備係	〒124-0001 葛飾区小菅 1-2-1  東京メトロ千代田線綾瀬駅徒歩 15 分	5680-1354
新宿区 中野区 杉並区	西部第一下水道事務所 業務課 排水設備係	〒165-0026 中野区新井 3-37-4  西武新宿線沼袋駅徒歩 7 分	5343-6207
北区 板橋区 練馬区	西部第二下水道事務所 業務課 排水設備係	〒115-0051 北区浮間 4-27-1  JR 埼京線浮間舟渡駅徒歩 10 分	3969-3343
品川区（東八潮を除く） 目黒区 大田区 世田谷区	南部下水道事務所 業務課 排水設備係	〒145-0067 大田区雪谷大塚町 13-26  東急池上線雪谷大塚駅徒歩 10 分	5734-5043

(記入例)

第1号様式(第4条関係)

ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

届出者  
(設置者)

住所  
氏名

使用者または所有者の住所、  
氏名をご記入してください

印

ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

I システムの概要

ア 一 般 事 項	① 設置場所 使用者、管理組合等		使用する場所の住所、使用者名をご記入してください			
	② システムの名称等		・評価(認定)月日 ・評価(認定)番号 ・名称 ・評価(認定)メーカー ・メーカーの担当者及び連絡先	当初計画どおり		
	③ 設置数量		ディスポーザ	記入不要です	排水処理部	記入不要です
	④ 施工者 〔東京都指定排水設備工事事業者〕		指定番号	記入不要です 電話 ( )		
	⑤ 工程		着工予定日 完了予定日 使用開始(入居)予定日	記入不要です		
	⑥ 施工業者	ディスポーザ部	記入不要です		電話 ( )	
		排水処理部	記入不要です		電話 ( )	
	⑦ 維持管理業者	ディスポーザ部	ご契約されている維持管理会社をご記入ください		電話 ( )	
排水処理部		ご契約されている維持管理会社をご記入ください		電話 ( )		
⑧ 排水設備設計図 (システムが記入された図)		当初計画どおり				
イ 仕 様	① ディスポーザ部		形式 製造 品番	当初計画どおり		
	② 排水処理部		設計人員 計画生ごみ量 計画汚水量	当初計画どおり		人 kg/日 m <sup>3</sup> /日
	③ 算定根拠		当初計画どおり			

## II システムの維持管理計画

ア 処理水質 (下水道へ排出する際、遵守する基準値)		BOD SS N-ヘキサン	当初計画どおり	mg/ℓ未満 mg/ℓ未満 mg/ℓ以下	
イ 維持管理の内容	装置名	ディスポーザ部		排水処理部	
	保守点検内容	・機器の点検整備の頻度		・定期点検の頻度	
		当初計画どおり		当初計画どおり	
				・水質検査の頻度 〈BOD、SS、N-ヘキサン〉	
				当初計画どおり	
				・汚泥引抜の頻度	
				当初計画どおり	
・配管内の点検の頻度					
当初計画どおり					
・清掃の頻度					
当初計画どおり					
ウ 点検項目	点検主部	ディスポーザ部		排水処理部	
	点検項目	当初計画どおり		当初計画どおり	
	保守点検記録表	当初計画どおり		当初計画どおり	

※ 維持管理に関する点検記録は、3年間保管する。

※ 下水道管理者から維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出する。

※ ア 処理水質、イ 維持管理の内容欄 排水処理部の水質検査の頻度及び汚泥引抜の頻度については生物処理タイプのみ記入する。